

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 株式会社オーバル

【英訳名】 OVAL Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷本 淳

【本店の所在の場所】 東京都新宿区上落合三丁目10番8号

【電話番号】 (03) 3360-5061

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画室長 池田 国高

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区上落合三丁目10番8号

【電話番号】 (03) 3360-5009

【事務連絡者氏名】 経営企画室 次長 関 茂

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地) (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日の当社第94期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項

普通株式

1株につき金4円

効力発生日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約をできるように変更するものであります。さらに取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定の新設を行うものであります。その他、必要な文言や条数の変更等を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

谷本 淳、奥野 保、山路 隆夫、小野 治の4氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

近藤 利明、加瀬 豊、長野 和郎の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額1億2,000万円以内(役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額4,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	可決要件	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	141,334	618	0	94.41	(注)1	可決
第2号議案 定款一部変更の件	141,444	508	0	94.48	(注)2	可決
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)4名選任の件					(注)3	
谷本 淳	140,531	1,421	0	93.87		可決
奥野 保	140,944	1,008	0	94.15		可決
山路 隆夫	140,944	1,008	0	94.15		可決
小野 治	140,992	960	0	94.18		可決
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					(注)3	
近藤 利明	138,866	3,086	0	92.76		可決
加瀬 豊	141,336	616	0	94.41		可決
長野 和郎	138,699	3,253	0	92.65		可決
第5号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の報酬等の額 設定の件	140,502	1,450	0	93.85	(注)1	可決
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	140,910	1,042	0	94.12	(注)1	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は行使結果に加算しておりません。